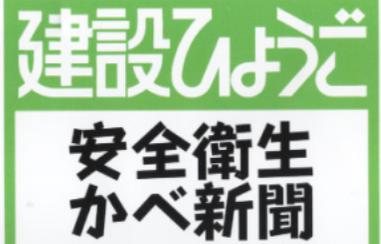


# 法令遵守で事故を防止しましょう



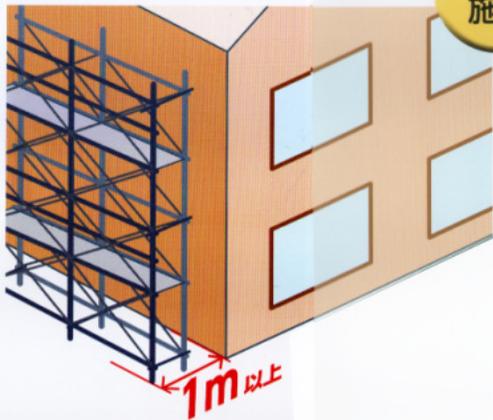
## 足場からの墜落防止措置が強化されました

令和4年度の建設業の労働災害は**墜落・転落が最多**で、**死亡者数で約41%、死傷者数で約32%**を占めています。例年、墜落・転落が占める割合が高い傾向にあります。

これを受け、労働安全衛生規則（以下「安衛則」）が改正され、**令和5年10月および令和6年4月以降、足場からの墜落防止措置を強化**することとなりました。

### 1 一側足場の使用範囲が明確化されます

R6.4.1 施行



幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、**原則として本足場を使用**することが必要になります。なお、幅が1メートル未満の場合であっても可能な限り本足場を使用してください。

### 2 足場の点検時には点検者の指名が必要になります

R5.10.1 施行

事業者および注文者が**足場の点検**（つり足場を含む）をおこなう際は、**あらかじめ点検者を指名**することが必要になります。



### 3 点検者の氏名の記録・保存が必要になります

R5.10.1 施行

足場の組立て、一部解体、変更などの後の点検後に、上記2で指名した**点検者の氏名を記録・保存**することが必要になります。

## トラックでの荷役作業時の安全対策が強化されました

荷役作業に係る労働災害が多発していることを踏まえ、安衛則および安全衛生特別教育規定が改正され、**令和5年10月および令和6年2月以降、荷役作業時における安全対策を強化**することとなりました。

### 昇降設備設置、保護帽着用義務の範囲が拡大されます

R5.10.1 施行

#### 昇降設備・保護帽について

新たに最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車において、昇降設備の設置および保護帽の着用が義務づけられます。



昇降用ステップは、可能な限り乗降グリップがあり、**三点支持等により安全に昇降**できる形式のものとしましょう。

※その他「テールゲートリフターの操作に係る特別教育の義務化（R6.2.1施行）」等は、厚生労働省HPをご覧ください

イラストは厚生労働省作成リーフレットより引用



## 申請もれはないですか？ すべての組合員が対象です

県連共済

科目	共済事由	給付金額	在籍期間
傷病見舞金	医師が労務不能と診断したとき、労災事故、交通事故、私傷病など、すべての傷病が対象	入院・1日 4,000円 60日迄 通院・1日 2,500円 40日迄	2年以上
		※入院、通院、供給の場合は、給付上限60日 最低補償額 10,000円	2年未満
	結婚祝金	組合員の結婚	30,000円 登録月の翌月1日から
出産祝金	組合員又はその配偶者の出産	10,000円	登録月の翌月1日から

※上記のほか、「死亡弔慰金」や「住宅災害見舞金」といった給付金もあります。※詳細は所属支部までお問い合わせください。

兵庫土建共済

充実の内容	入院見舞金制度	資格取得祝い金制度
病氣入院は2023年7月3日以降の申請事由発生分より、入院1日目から3日まで一律5,000円支給しています。国内国外を問わず日常生活全般のけがから仕事上のけがも支払われます。資格取得祝い金制度もあります。ぜひ活用ください。	入院1日目から入院3日まで 一律 5,000円 入院4日目から入院20日まで 日額 5,000円	傷害(けが)入院見舞金 待機期間はありません。対象は組合員 入院1日目から14日間まで 日額 3,000円 15日目から180日まで 日額 1,500円 入院時 15,000円 手術の場合(1事故1回に限り) 外来時 7,500円

※入院は日帰り入院から最長180日までが給付対象 ※10万円以下の見舞金給付請求は診断書不要